

男女の賃金の差異

(男女の賃金に対する女性の賃金の割合)

正規 労働者	80.6%
非正規 労働者	64.1%
全ての 労働者	72.7%

対 象 期 間：令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

賃 金：基本給、時間外手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

正 規 労 働 者：出向者については、送出出向を含み、受入出向を除く。

非正規労働者：特別嘱託、嘱託、準嘱託、準社員、再雇用社員、契約社員、
パートタイマーを含み、派遣社員を除く。

差異についての補足説明

<正規労働者>

差異要員としては、管理職（課長以上）における女性の割合が16.7%、
課長補佐が8.7%と低いため、格差が生じている。

今後、女性の管理職登用を計画的に推進していく。

<非正規労働者>

女性はパートタイマーが多く、男性はパートタイマーより賃金が高い
嘱託・契約社員が多いため、格差が生じている。